

小規模保育事業A型一の橋赤ちゃんの家

重要事項説明書

【令和 8 年 6 月 1 日現在】

1. 事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人純生喜伯会
事業者の所在地	東京都狛江市駒井町三丁目 36 番 1 号
事業者の連絡先	03-3480-1106
代表者氏名	理事長 清水弥生

(2) 事業所の概要

種別		小規模保育事業（A型）			
名称		一の橋赤ちゃんの家			
所在地		東京都狛江市駒井町一丁目 15 番 32 号			
連絡先		電話番号：03-5761-9219・携帯番号 090-6181-4121 FAX番号：03-5761-9219			
施設長氏名		相沢 裕子			
開設年月日		平成 28 年 4 月 1 日			
利用定員	（3号）	0歳児	1歳児	2歳児	合計
		2 人	8人	9 人	19 人
当園の基本理念・方針		園しおり参照			

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	121.07 m ²
	園庭	29.71 m ²
園舎	構造	準耐火構造木造 2 階建
	延べ	91.84 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
0 歳児室	1 室	2 階
1 歳児室	1 室	2 階
2 歳児室	1 室	1 階

調理室	1 室	2 階
園児用トイレ	2 室	1.2 階
園児用シャワー室	1 室	1 階

(5)職員体制(令和 7 年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	仕事の内容
園長	1人	1人	0人	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
保育士	5人	4人	1人	保育士は、保育計画及び保育課程の立案と計画をし、保育課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
保育補助	2人	2人	0人	保育士を補助する業務を行います。
事務職	0人	0人	1人	運営・会計・行政事務を行います。
栄養士	1人	1人	0人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
調理員	1人	0人	1人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
嘱託医	1人	0人	1人	当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行います。
嘱託歯科医	1人	0人	1人	当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診を行います。

(6)利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7 時 30 分～18 時 30 分(11時間)
	保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分(8時間)
延長保育	延長標準時間	7 時～7 時 30 分
		18 時 30 分～20 時 30 分
	育児休業取得の方 (※10 分 100 円)	7 時～8 時 30 分 16 時 30 分～20 時 30 分
開所時間	月～土曜日	7 時 00 分～ 20 時 30 分
休業日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	ご利用する子どもが居住する市区町村が定める利用者負担(保育料)は令和 7 年 9 月 1 日より無償化となります。
------------------	---

	品目	区分	単価(円)	
①	延長保育料(1 時間) 18:30~19:30	日につき	500	
		月極	2,500	
	延長保育料(2 時間) 18:30~20:30	日につき	1,000	
		月極	4,500	
②	夕食/補食	区分	離乳食以上	補食
		日につき	300	150
		月極	6,000	3,000

(8) 支払方法

※ 口座振込払 【納付期限: 毎月10日(土日祝日の場合は、翌日、翌々日) 指定口座 三井住友銀行喜多見支店 普通口座: 2147408 シャカイフクシホウジンジュンセイキハクカイ リジチョウ シミズヤヨイ 口座名義 社会福祉法人純生喜狛会 理事長 清水弥生

(9) 提供する小規模事業保育の内容 園しおり参照

(10) 年間行事予定 園しおり参照

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の内定	市区町村の調整による。
利用決定	利用契約書の締結による。
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての	(1) 登園は 9 時 30 分までをお願いします。

留意事項	(2) 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は、 9 時 30 分までに電話でご連絡ください。 (3) 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れる、延長保育を利用する場合には 16 時 30 分までに電話でご連絡ください。 (4) 熱が 37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に 37.5℃を超えた場合には、発熱の連絡をさせていただきます。その際の「下痢・嘔吐」を伴う場合は緊急でのお迎えになります。 (5) 登園許可証の取り扱いについては園しおり参照 (6) 与薬の取り扱いについては原則として園では与薬は行いませんが 病気回復などやむを得ない場合には事前にお配りします連絡表（与薬用紙）に必要事項を記入の上、保育士に直接お渡しください。 ・処方されたお薬のみお預かりします・1 回分のみご持参ください。
------	---

(12) 嘱託医

医療機関の名称	神保クリニック小児科
所在地	狛江市和泉本町1-2-13
電話番号	03-3430-2818

(13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	毎年度変更
---------	-------

(14) 緊急時における対応方法

特定地域型保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
--

【管轄する消防署】

消防署名	狛江消防署
所在地	狛江市和泉本町1-23-10
電話番号	03-3480-0119

【管轄する警察署】

警察署名	調布警察署
------	-------

所在地	調布市国領町2-25-1
電話番号	042-488-0110

【管轄する所管行政】

役所名	狛江市役所(子ども家庭部児童育成課)
所在地	狛江市和泉本町1-1-5
電話番号	03-3430-1111

(15)非常災害対策

防火管理者	清水 弥生
消防計画届出年月日	令和3年3月18日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回、水害、防犯を想定した訓練、引取訓練、救急救命講習訓練などを年1回実施しています。
防災設備	消火器、誘導灯、三方向避難出口を備えています。
避難場所	【火災・震災時】一時；狛江市立狛江第二中学校 広域；多摩川河川敷 【水害時】狛江市立狛江第六小学校又は狛江市立狛江第三小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供 等

(16)相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	相沢 裕子	施設長
相談・苦情解決責任者	清水 弥生	運営法人 理事長
第三者委員	坂東総合法律事事務所	電話番号：03-3542-7890
	弁護士 大内 真紀子	役職：弁護士
	小川・大川法律事務所	電話番号：03-3221-8560
	弁護士 大川 康徳	役職：弁護士

【要望・苦情等への対応方法】

(1) 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
(2) 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(17)賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・傷害保険
保険会社	損害保険ジャパン株式会社

保険内容	【賠償責任保険】 当保育所施設における設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備、職員の指導誤り、および提供した食品や飲料に起因して、園児や保護者、その他の第三者の財物および身体への傷害によって生じた損害について、法律上負担すべき損害賠償金をお支払いします。 【傷害保険】 園児をお預かりした時間内において、職員の監督中に生じた園児の怪我について保障いたします。
保険金額	【賠償責任保険】 ・対人賠償 1事故につき10億円限度〔内1名当たり 2億円限度※1〕 ※1- 但し1事故において 10 億円を超える場合、10 億円を越えぬ額を人数分で均等割りした額が限度となる。 ・対物賠償 1事故につき500万円限度※2 ※2- 当保育所内でお預かり保管する財物に損害を与えた場合も含まれる。(但し紛失は除外) 【傷害保険】 園児をお預かりした時間内において、職員の監督中に生じた園児のケガについて保障いたします。・園児傷害事故補償※3 死亡補償金 206万円・入院日額 1,500円・通院日額 1,000円・後遺障害発生時の補償金限度額 206万円 ※3- 事故発生から 180 日以内の死亡・後遺障害、180 日以内の入院・通院が対象となります。通院時のお支払いは 90 日間が限度となります。

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法) (1) 特定地域型保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(19)連携施設

連携施設の名称	駒井町みんなの家
連携施設の種類	認可保育所
連携協力の概要	☒ 保育内容の支援 ☒ 給食に関する支援 ☐ 嘱託医(健康診断) ☒ 園庭の開放 ☒ 合同保育 ☒ 代替保育の提供 ☒ 卒園後の受け皿の設定

(19)連携施設

当園は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)附則第5条の規定に基づき、連携施設は「認可保育所 駒井町みんなの家」となります。

(20)その他保護者に説明すべき事項

※【設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別】

無・有 (年 月 日)

※【職員の研修実施状況】

東京都・狛江市主催の研修を受講、また園内でも研修を実施し、スキルアップを図っております。

(21)虐待防止について

- 1、当園では人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備をしています。
- 2、当園では職員による子どもに対する虐待等の行為を禁止しています。
- 3、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施をしています。
- 4、その他、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を取ります。
- 5、当園では「児童虐待防止法遵守」保育士等の虐待が疑われる場合は関係機関・区市町村に通報を義務化と致します。